

障害者虐待について



東大阪市の概要

- ▶ 人口 486,464人(令和5年4月1日)
- ▶ 身体障害者手帳所持者 18,197人
- ▶ 療育手帳所持者 5,018人
- ▶ 精神保健福祉手帳所持者 5,912人



障害者虐待防止法とは？

- ▶ 平成24年10月1日 施行
- ▶ 正式名称
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要である点から成立した法律。



障害者虐待防止法の基本理念と意義 ①

目的 (法第1条)

障害者虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障害者虐待を防止することが極めて重要

⇒障害者虐待の禁止、**虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援**のための措置、**養護者に対する支援**のための措置等を定める

⇒障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、**障害者の権利利益の擁護**に資することが目的

- 障害者本人の**権利・利益の擁護**が目的であって、虐待者の処罰や排除をするものではない。その行為の原因を探り、抱えている問題が解消される支援を展開することが重要
- そのため、虐待リスクの解消に必要な範囲で**養護者の支援**を行うことも必要

- 障害者虐待は、当事者同士では解決が困難な権利侵害の状況であり、支援が必要な状態。
- そのため法では、市町村や都道府県、労働行政に対し、障害者虐待対応に関して様々な権限と責務を規定している。
- 市町村が第一義的に責任を持つこととされているため、障害者の生命・身体・財産を守るためにも、適切に権限行使することが求められている。

障害者虐待防止法の基本理念と意義 ②

障害者虐待の早期発見等（法第6条）

自治体の障害福祉に関する事務を所管する部局その他の関係機関や、障害福祉に関係のある団体、職務上関係のある者等は、虐待を発見しやすい立場にあるため、虐待の**早期発見**に努めなければならない。

通報義務（法第7条、16条、22条）

障害者虐待を受けたと思われる障害者を見つけた人は、**速やかに**、これを**市町村（又は都道府県）に通報**しなければならない。

- 問題が深刻化する前に**早期発見・早期対応**することが重要。そのため、**通報義務を周知し、相談窓口を明確化**すること。
- ⇒ 保健・医療・福祉・労働等の関係者に加え、それ以外の一般住民が虐待に対する意識を持つ必要があり、**地域との連携やネットワークの構築**によって、虐待の早期発見・早期対応ができるしくみを整えることが重要。
- また、虐待が発生する前の**未然防止の取組み**を積極的に行うこと。

障害者虐待防止法における定義等

障害者

<法第2条第1項>

障害者基本法第2条第1号に規定する「障害者」

- ⇒ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。
- ⇒ 障害者手帳を取得していない人や、18歳未満の人にも含まれる。

- 障害を、個人の問題として捉える医療モデルではなく、社会によって作られるものと捉える社会モデルに基づいて定義。
- これまで支援を受けることが難しかった高次脳機能障がいや難病等の人にも含まれる。
- 対応の初期段階では、障害者であることが判然としない場合もあるが、そうした場合でも、適切に対応することが重要。

※ 18歳未満については児童虐待防止法が、65歳以上については高齢者虐待防止法が適用されるなど、被虐待者の年齢や、虐待の発生場所によって、関連法が区分されているため、整理して把握しておく必要があります。

(参考)虐待発生場所における虐待防止法制の法別・年齢別整理

年齢	在宅	福祉施設・事業			
		障害福祉サービス事業所	高齢者施設等	障害児通所支援・相談支援事業	障害児入所施設等
18歳未満	児童虐待防止法	障害者虐待防止法	—	障害者虐待防止法	児童福祉法
18歳以上 65歳未満	障害者虐待防止法		特定疾病 40歳以上 を含む	—	—
65歳以上	高齢者虐待防止法		高齢者虐待防止法	—	—

こんなことは虐待になります！

- ▶ 身体的虐待
- ▶ 性的虐待
- ▶ 心理的虐待
- ▶ 放棄・放任（ネグレクト）
- ▶ 経済的虐待



東大阪市障害者虐待対応体制

平成29年度～ 障害者虐待防止センター

【対応職員】

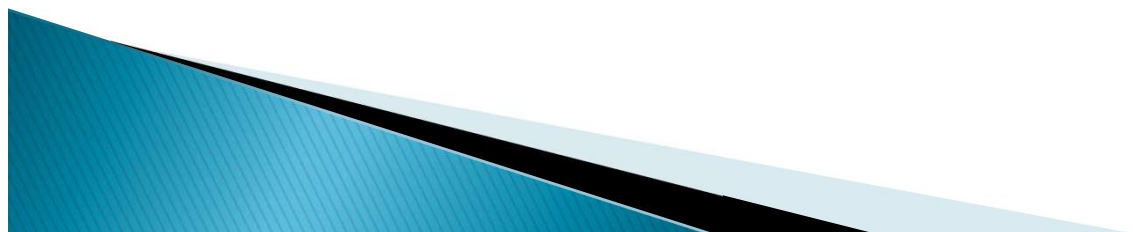
障害者虐待防止センター2名

市対応職員2名（保健師、社会福祉士）

【通報窓口】


養護者虐待・・・障害者虐待防止センター

従事者・使用者虐待通報窓口・・・市役所障害施策推進課



東大阪市の障害者虐待通報状況

平成26年4月1日～平成27年3月31日	89件
平成27年4月1日～平成28年3月31日	105件
平成28年4月1日～平成29年3月31日	83件
平成29年4月1日～平成30年3月31日	106件
平成30年4月1日～平成31年3月31日	103件
平成31年4月1日～令和 2年3月31日	92件
令和2年4月1日～令和3年3月31日	128件
令和3年4月1日～令和4年3月31日	124件
令和4年4月1日～令和5年3月31日	130件



注意 その1

- ▶ 次のようなことに注意が必要です。
 - 本人が嫌がっていないように見える。
 - 本人の自覚は問いません。
 - 昔からその方法でやっている。
 - 虐待者の自覚は問いません。
 - 家族がそのやり方をお願いしている。
 - 本人より家族の意向が優先されている。
 - 皆が頑張っているにもかかわらず虐待は起こりうる。



注意 その2

東大阪市内事業所で、性的虐待が複数件発生しています

性的虐待とは 障害者に対してわいせつな行為をする、またはわいせつな行為をさせること

→ 性的虐待を防止するため、勤務中は、個人の携帯電話やスマートフォンの携行を禁止し不当な撮影を防止すること等、様々な対策を検討することが必要です。

→ 被害の相談や通報に関する相談窓口（東大阪市障害者虐待防止センター）の周知をお願いします。

障害者虐待通報窓口

- ▶ **【養護者による虐待】**
東大阪市障害者虐待防止センター
TEL・FAX 072-976-4300

- ▶ **【障害者福祉施設従事者等による虐待】及び
【使用者による虐待】**
東大阪市役所障害施策推進課
TEL 06-4309-3183
FAX 06-4309-3815

